

## 「AI時代の知的財産権検討会」の開催について

2023年10月4日

内閣府知的財産戦略推進事務局

### 1. 目的

- 生成 AI をはじめとする AI 技術の急速な進歩は、社会における様々な創作活動の在り方にも影響を及ぼしており、AI と知的財産権の関係をめぐり新たな課題を惹起している。
- 様々な AI ツールが生み出され、普及していく中であって、それらの開発・提供・利用を促進し、我が国経済社会の発展につなげていくためにも、生成 AI の懸念やリスク等への対応を適切に行う必要がある。
- 以上を踏まえ、AI と知的財産権等との関係をめぐる課題への対応について、関係省庁における整理等を踏まえつつ、必要な対応方策等を検討するため、「AI時代の知的財産権検討会（以下、本検討会）」を開催する。

### 2. 主な検討事項

- 本検討会においては、生成 AI と知的財産権等との関係をめぐる懸念やリスクへの対応の推進に向けて、以下の検討を行う。
  - ① 法的課題の整理
  - ② 法的ルールによる対応について
  - ③ 法的ルール以外による対応について（技術による対応や収益還元の有無等）
  - ④ その他
- また、AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の有無等についても検討を行う。

### 3. 委員

- 本検討会は、次に掲げる者であって、新たな法的課題等への対応に取り組み、又はそれらに関し識見を有するものをもって委員とする。
  - ① 民間事業者
  - ② AI 関連分野の有識者
  - ③ 法律関連分野の有識者
  - ④ その他

#### 4. その他

- 本検討会は、必要があると認められた際に参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 本検討会は原則として公開し、事務局へ事前登録を行った者は傍聴することができる。
- 本検討会の会議資料及び議事録は、原則として会議開催後公開する。
- 座長は、会議又は会議資料若しくは議事録を公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるときその他必要と認めるときは、これらの全部又は一部を非公開とすることができる。
- 本検討会の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。
- この決定に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。